

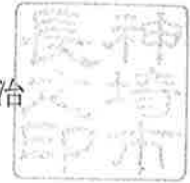
様式第3号（第4条関係）

生環第1-8号  
令和5年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1  
氏 名 大坪産業株式会社  
代表取締役 陣 内 元 治 様

神埼市長 内 川 修 治



神埼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処理業の区分	収集運搬業（積替え及び保管行為を除く。）
処理業の区域	神埼市全域
許可期限	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可条件	1. 事業系一般廃棄物に限る。 2. 裏面の登録車両以外を収集運搬に使用しないこと。 3. 毎月実績報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。 4. 許可事項に変更が生じた場合は、10日以内に届け出ること。 5. 受託事業所において、ごみの分別を徹底するように指導依頼すること。 6. 関係法令を遵守すること。

(裏面)

登録車両

	登録番号	車体の形状	最大積載量
1	佐賀 100 は 2390	脱着装置付コンテナ専用車	7,300kg
2	佐賀 100 は 147	キャブオーバ	6,900kg
3	佐賀 400 せ 5212	キャブオーバ	2,000kg
4	佐賀 400 ち 743	キャブオーバ	2,000kg
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			